

補助金・交付金 チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	公衆浴場設備整備事業補助金	開始 年度	平成8年度
団体名	函館市浴場協同組合に加入している浴場経営者で、前年度に北海道の「公衆浴場設備整備費補助金交付要綱」に基づき補助金の交付を受けた者	団体等 の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者
助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 ・ 函館市補助金等交付規則 ・ 函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱		

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	施設の老朽化や利用者の減少により、浴場経営が困難な状況となっていることから、「確保法」に基づき、一定の条件のもと、公衆浴場（普通浴場）の風呂釜や煙突など設備の改修を行う浴場に対し、その費用の一部を助成する。 なお、補助対象者は、前年度に北海道の要綱に基づき北海道が補助金を支出した浴場経営者とし、補助金額は、北海道が前年度に交付した補助金額と同額を当該年度に交付する。
目 的	(目的) 普通浴場の基幹設備の整備を支援することで、普通浴場の経営継続に寄与し、市民の保健衛生の向上を図る。
・ 効果	(効果) 普通浴場の利用者の減少に伴い、経営の継続が危惧される普通浴場の経営継続に寄与することができ、市民の保健衛生の維持向上に貢献している。

○補助事業の収支状況 ※上段:補助事業等に要する経費 [下段]:補助対象経費 (単位:千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金	自己資金	計
		市	その他					
収	H29	0	0				0	0
		[ ]	[ ]				[ ]	[ ]
	H30	144	144				738	1,026
		[868]	[ ]				[ ]	[868]
入	R元	0	0				0	0
		[ ]	[ ]				[ ]	[ ]
	R2	0	0				0	0
		[ ]	[ ]				[ ]	[ ]
出	R3	0	0				0	0
		[ ]	[ ]				[ ]	[ ]
	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
支	H29			0				0
				[ ]				[ ]
	H30			1,026				1,026
				[868]				[868]
出	R元			0				0
				[ ]				[ ]
	R2			0				0
				[ ]				[ ]
出	R3			0				0
				[ ]				[ ]

補助金・交付金 チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	公衆浴場設備整備事業補助金
----------------	---------------

○基本的視点の再チェック

	基本的視点	適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する 事業 ②市民ニーズが高い事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設の老朽化や利用者の減少により、浴場経営が困難な状況となっていることから、「確保法」に基づき、経費の一部を助成し、経営の安定化を図ることにより、市民の普通浴場の利用機会を確保している。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「確保法」に定める地方公共団体の任務として、普通浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることが規定されている。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	普通浴場利用者の減少は、生活様式の変化や自家風呂普及率の向上によるものであり、小規模銭湯にとって自助努力による改善は難しいものがある。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「確保法」に基づく補助事業であり、自家風呂を有しない市民も少なからず存在することから、今後も必要な事業と考える。(北海道の補助基準と同一基準、同一内容)

○財政的視点のチェック

	財政的視点	不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	<input type="checkbox"/>	
2	補助金等の使途は適切である	<input type="checkbox"/>	
3	積算基準は定められている	<input type="checkbox"/>	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	<input type="checkbox"/>	
5	前年度繰越金は生じていないか	<input type="checkbox"/>	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	<input type="checkbox"/>	
7	経常経費の節減に努めているか	<input type="checkbox"/>	

# 補助金・交付金 チェックシート (No.3)

補助金名 (交付金名)	公衆浴場設備整備事業補助金
----------------	---------------

## ○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等)	
補助金交付実績:	
平成29年度	なし
平成30年度	144千円 (大盛湯)
平成31年度	なし
令和2年度	なし
令和3年度	なし
(達成状況)	
<p>事業を開始した平成8年当初, 市内の普通浴場(銭湯)は57浴場を数えたが, 現在では19浴場まで減少しており, 特に「小規模浴場」の廃業などにより銭湯の無い地域が拡大し, 日常の入浴が困難となった, いわゆる『入浴難民』を生み出していると考えられる。</p> <p>公衆浴場設備整備事業で補助金を交付することにより, 普通浴場(銭湯)の経営の安定化と延命を図り, 自家風呂を持たない市民の入浴機会の確保に寄与しているものとする。</p>	



(評価)	(理由)
十分効果をあげている <input type="checkbox"/>	公衆浴場設備整備事業に補助金を交付することにより, 普通浴場(銭湯)の経営の安定化と延命が図られるほか, 自家風呂を持たない市民の入浴機会の確保に寄与したものとする。
一定の効果をあげている <input checked="" type="checkbox"/>	
効果が疑問である <input type="checkbox"/>	
その他 <input type="checkbox"/>	

## ○今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	(見直しの内容) 施設・設備の老朽化を要因とした浴場の廃止があることから, 「確保法」に基づく経費の一部助成により経営の安定を図り, 市民の普通浴場の利用機会を確保することは必要と考えることから, 現行のまま補助を継続した。 (見直しの時期)
<input type="checkbox"/> 見直したうえで補助を継続	
<input type="checkbox"/> 廃止	
<input type="checkbox"/> その他	
(廃止の理由)	(その他の内容)
(廃止の時期)	

## ○終期の設定

終期設定	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
令和 6 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	令和 6 年度